

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 兵庫県尼崎市西本町二丁目65番地

氏 名 株式会社 中央環境
代表取締役 宮本 晃吉 様
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第一項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大 村 秀 章

許可の年月日 令和 3 (2021) 年 2月17日
許可の有効年月日 令和 8 (2026) 年 2月16日

1 事業の範囲

積替え、保管を除く。

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、特定有害鉱さい（水銀、カドミウム、鉛、6価クロム、砒素、セレンを含むもの）、特定有害廃石綿等、特定有害ダスト類（水銀、1, 4-ジオキサン、カドミウム、鉛、6価クロム、砒素、セレン、ダイオキシン類を含むもの）、特定有害燃え殻（カドミウム、鉛、6価クロム、砒素、セレン、ダイオキシン類を含むもの）、特定有害廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1, 4-ジオキサンを含むもの）、特定有害汚泥（水銀、カドミウム、鉛、有機リン、6価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むもの）、特定有害廃酸（水銀、カドミウム、鉛、有機リン、6価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むもの）、特定有害廃アルカリ（水銀、カドミウム、鉛、有機リン、6価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメ

許可番号第 02350108121 号

タン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1, 4-ジオキササン、ダイオキシン類を含むもの)

以上 108品目

- 2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

- 3 許可の条件

なし

- 4 許可の更新又は変更の状況

該当なし

- 5 積替え許可の有無

有 ・ ☒ 無

- 6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

☒ 有 ・ 無

複写厳禁

許可番号 第02750108121号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

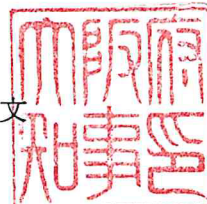
住 所 兵庫県尼崎市西本町二丁目65番地

氏 名 株式会社中央環境
代表取締役 宮本 晃吉

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

大阪府知事 吉村 洋文



許可の年月日 令和6年2月20日

許可の有効年月日 令和13年2月19日

1. 事業の範囲

事業の区分： 積替え・保管を含まない

特別管理産業廃棄物の種類

- 1 燃え殻
 - 2 汚泥
 - 3 廃油
 - 4 廃酸
 - 5 廃アルカリ
 - 6 鉋さい
 - 7 ばいじん
 - 8 廃石綿等
- 以上8種類

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成16年2月20日	当初許可
令和6年2月27日	更新許可
令和6年2月27日	優良認定

4. 府内の政令市による積替え許可の有無 無

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有

以下余白

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 兵庫県尼崎市西本町二丁目65番地
名称 株式会社中央環境
代表取締役 宮本 晃吉

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

岡山県知事 伊原木 隆太



許可の年月日 令和6年6月19日

許可の有効年月日 令和13年5月15日

1. 事業の範囲

- (1) 積替え又は保管の有無 無
(2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類 裏面別表のとおり 8種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
令和元年5月16日 新規許可
令和6年6月19日 更新許可

5. 積替え許可の有無
無

6. 規則第10条の12第2項において準用する規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無
有

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

特別管理産業廃棄物の種類		取り扱う廃棄物の種類		積替え・保管の有無																						
				無																						
				積替え・保管を行う産業廃棄物の種類																						
取り扱う品目	限定がある場合 その内容	取り扱う品目	限定がある場合 その内容																							
1 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）	○	-																								
2 廃酸（pH2.0以下のもの）	○	-																								
3 廃アルカリ（pH12.5以上のもの）	○	-																								
4 感染性産業廃棄物	-	-																								
5 廃PCB等	-	-																								
6 PCB汚染物	-	-																								
7 PCB処理物	-	-																								
8 廃水銀等	-	-																								
9 廃石棉等	○	-																								
10 廃PCB等、廃水銀等、廃石棉等を除く特定有害産業廃棄物																										
廃棄物の種類	取り扱う品目	積替え・保管を許可する品目	限定がある場合はその内容 (有害物質に係る限定は右表による)	水銀又はその化合物 アルキル水銀化合物	鉛又はその化合物 カドミウム又はその化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,1-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,1-トリクロロエタン	1,2-トリクロロエタン	1,3-ジクロロプロパン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン又はその化合物	ダイオキシン類 1,4-ジオキサン
燃え殻	○	-		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
汚泥	○	-		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
廃油	○	-		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
廃酸	○	-		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
廃アルカリ	○	-		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鉱さい	○	-		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ばいじん	○	-		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(備考)・表中の「○」は取り扱うことができるもの、「-」は取扱うことができないものを示す。
・積替え・保管の場所が複数ある場合は、「○」に代えて該当する場所の数字を記載する。

許可番号 02650108121

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 兵庫県尼崎市西本町二丁目65番地

氏 名 株式会社中央環境
代表取締役 宮本 晃吉

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

京都府知事 西脇隆俊



許可の年月日 令和 2 年 10 月 29 日

許可の有効年月日 令和 7 年 9 月 27 日

1. 事業の範囲

(積替え又は保管を含まない)

- ①廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）
- ②廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）
- ③廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

以上3種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さなし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成17年9月28日：当初許可
平成22年9月28日：更新許可
平成27年9月28日：更新許可
令和2年10月29日：更新許可

5. 積替え許可の有無 有・☒無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 ☒有・無



許可番号 第 02551108121 号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 兵庫県尼崎市西本町二丁目65番地

氏 名 株式会社中央環境
代表取締役 宮本晃吉



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

滋賀県知事 三日月大造

許可の年 月 日 令和 7 年 2 月 13 日

許可の有効年月日 令和 14 年 1 月 17 日



1. 事業の範囲

積替えのための保管を除く収集運搬

事業の区分：積替えを含まない収集運搬業
特別管理産業廃棄物の種類

燃え殻（カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン、ダイオキシン類を含むものに限る。）
／汚泥（アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、有機リン、六価クロム、砒素、シアン、トリクロ
ロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチ
レン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカ
ルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジメチルを含むものに限る。）／廃油（引火性廃油及びトリクロロエチ
レン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1
,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジメチルを含むものに限る
。）／廃酸（pH2.0以下のもの及びアルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、有機リン、六価クロ
ム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジ
クロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム
、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジメチル、ダイオキシン類を含むもの
に限る。）／廃アルカリ（pH12.5以上のもの及びアルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、有機リン
、六価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロ
ロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロ
ペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジメチル、ダイオキシン類
を含むものに限る。）／鉱さい（アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、
セレンを含むものに限る。）／ばいじん（アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、六価クロム
、砒素、セレン、ダイオキシン類を含むものに限る。）／廃石綿等

(以上 8項目)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管
を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げ
ることができる高さ

「なし」

3. 許可の条件

「なし」

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 17 年 1 月 18 日 新規許可
令和 2 年 1 月 18 日 更新許可
令和 7 年 1 月 18 日 更新許可（優良認定）

5. 積替え許可の有無 無
市名 —

許可番号 —

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有



特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 兵庫県尼崎市西本町二丁目65番地
氏 名 株式会社 中央環境
代表取締役 宮本 晃吉



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

静岡県知事

川勝 平太



許可の年月日 令和4年8月25日

許可の有効年月日 令和11年8月24日

1. 事業の範囲

事業の区分
特別管理産業廃棄物の種類

収集運搬（積替え及び保管行為を除く）
引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、特定有害鉱さい（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。）、特定有害廃石綿等、特定有害ばいじん（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。）、特定有害燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。）、特定有害廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1, 4-ジオキサンを含むものに限る。）、特定有害汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサンを含むものに限る。）、特定有害廃酸（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサンを含むものに限る。）、特定有害廃アルカリ（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又は

その化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサンを含むものに限る。)

以上 101品目

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当しない

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成29年	8月25日	新規許可
令和4年	8月8日	更新許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

複写厳禁

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 兵庫県尼崎市西本町二丁目65番地

氏 名 株式会社 中央環境

代表取締役 宮本 晃吉

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事 湯 崎 英 彦



許可の年月日 令和 4 年 10 月 26 日

許可の有効年月日 令和 9 年 10 月 25 日

1. 事業の範囲

事業の区分

収集運搬（積替え・保管は含まない。）

特別管理産業廃棄物の種類

- ・廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン及び1・3-ジクロロプロペンを含むことにより有害なものに限る。）
- ・廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの並びに水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサン及びダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。）
- ・廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの並びに水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサン及びダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。）
- ・廃水銀等
- ・廃石棉等
- ・燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物及びダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。）
- ・汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサン及びダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。）
- ・鉱さい（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物及びセレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。）
- ・ばいじん（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサン及びダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。） 以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

5. 積替え許可の有無 無

市名 ー

許可番号 ー

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有

備考 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。



HYOGO

HYOGO

許可番号 第 02851108121 号

HY

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 兵庫県尼崎市西本町二丁目65番地

氏 名 株式会社中央環境
代表取締役 宮本 晃吉

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

兵庫県知事 齋藤 元彦

許可の年月日 令和5年12月15日

許可の有効年月日 令和12年12月14日



1. 事業の範囲

事業の区分: 収集運搬業(積替え・保管を含まない)

取扱特別管理産業廃棄物の種類

1. 燃え殻
2. 汚泥
3. 廃油
4. 廃酸
5. 廃アルカリ
6. 銲さい
7. ばいじん
8. 廃石綿等

以上 8 種類

複写厳禁

2. 許可の条件

当該特別管理産業廃棄物の運搬先については、排出事業者の指示に従い、運搬先の受入条件を遵守すること。

3. 許可の更新又は変更の状況

平成15年12月15日 新規許可

平成19年1月9日 変更許可(取扱特別管理産業廃棄物の追加)

平成20年12月15日 更新許可

平成23年6月9日 変更許可(取扱特別管理産業廃棄物の追加)

平成25年12月15日 更新許可

平成30年12月15日 更新許可

令和5年12月15日 更新許可(優良認定)

4. 積替え許可の有無 無

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

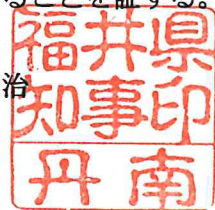
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 兵庫県尼崎市西本町二丁目 65 番地

氏 名 株式会社中央環境 代表取締役 宮本 晃吉
(法人にあっては、名称および代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 4 第 1 項の許可を受けた者であることを証する。

福井県知事 杉本 達治



許可の年月日
許可の有効年月日

令和 2 年 8 月 11 日
令和 7 年 8 月 8 日

1. 事業の範囲

積替保管の有無

積替保管を含まない

特別管理産業廃棄物の種類

廃油（揮発油類、灯油類および軽油類のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）
廃酸（水素イオン濃度指数 2.0 以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）
廃アルカリ（水素イオン濃度指数 12.5 以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）
以上 3 種類

2. 積替えまたは保管を行うすべての場所の所在地および面積ならびに当該場所ごとの積替えまたは保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限および積み上げることができる高さ

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新または変更の状況

- (1) 平成 17 年 8 月 9 日 新規許可
- (2) 平成 22 年 8 月 9 日 更新許可
- (3) 平成 27 年 8 月 9 日 更新許可
- (4) 令和 2 年 8 月 11 日 更新許可

5. 積替え許可の有無

無
市名 ー 許可番号 ー

6. 規則第 10 条の 12 第 2 項の規定による許可証の提出の有無

有

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 兵庫県尼崎市西本町二丁目65番地
氏 名 株式会社中央環境
代表取締役 宮本 晃吉

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 一見 勝之

許可の年月日 令和6年6月17日
許可の有効年月日 令和11年6月16日

1. 事業の範囲

(積替え・保管を除く。)

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

特定有害燃え殻(水銀又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むものに限る。)、特定有害汚泥(水銀又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエレン、テトラクロロエレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエレン、シス-1,2-ジクロロエレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、酢酸、シメジン、チオベンザルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジメチルベンゼン、ダイオキシン類を含むものに限る。)、特定有害廃油(トリクロロエレン、テトラクロロエレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエレン、シス-1,2-ジクロロエレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン、1,4-ジメチルベンゼンを含むものに限る。)、引火性廃油、特定有害廃酸(水銀又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエレン、テトラクロロエレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエレン、シス-1,2-ジクロロエレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、酢酸、シメジン、チオベンザルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジメチルベンゼン、ダイオキシン類を含むものに限る。)、腐食性廃酸、特定有害廃アルカリ(水銀又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエレン、テトラクロロエレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエレン、シス-1,2-ジクロロエレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、酢酸、シメジン、チオベンザルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジメチルベンゼン、ダイオキシン類を含むものに限る。)、腐食性廃アルカリ、特定有害錆さ(水銀又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。)、特定有害ばいじん(水銀又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1,4-ジメチルベンゼン、ダイオキシン類を含むものに限る。)、廃水銀等、特定有害廃石棉等 以上109種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限り。)
該当なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
該当なし

5. 積替え許可の有無 無
市名 ー 許可番号 ー

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 兵庫県尼崎市西本町二丁目65番地

名 称 株式会社中央環境

代表取締役 宮本 晃吉

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

和歌山県知事

岸 本 周 平

許 可 の 年 月 日 令和 6 年 1 0 月 9 日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 1 3 年 1 0 月 8 日



1. 事業の範囲

取扱特別管理産業廃棄物の種類

- 1) 廃油（揮発油類、灯油類若しくは軽油類又はトリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン若しくは1,4-ジメチルベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）
- 2) 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は水銀若しくはその化合物、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物、シアン化合物、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン若しくはその化合物、1,4-ジメチルベンゼン若しくはダイメチルベンゼン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 3) 廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は水銀若しくはその化合物、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物、シアン化合物、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン、セレン若しくはその化合物若しくは1,4-ジメチルベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）
- 4) 鉱さい（水銀若しくはその化合物、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 5) 廃石綿等
- 6) ばいじん（水銀若しくはその化合物、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物、セレン若しくはその化合物、1,4-ジメチルベンゼン又はダイメチルベンゼン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 7) 燃え殻（水銀若しくはその化合物、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物、セレン若しくはその化合物又はダイメチルベンゼン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 8) 汚泥（水銀若しくはその化合物、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物、シアン化合物、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン若しくはその化合物又は1,4-ジメチルベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）

積替え又は保管を含まない。

2. 積替え又は保管を行う施設
なし3. 許可の条件
なし4. 許可の更新又は変更の状況
令和 元年 1 0 月 9 日 新規許可

5. 積替え許可の有無（和歌山市区域） 無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有